

独立行政法人日本貿易保険 2011 年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

貿易保険は、企業の貿易・投資といった対外取引について、国際政治・経済の特性から不可避的に生じるリスクを、国の信用力と交渉力に基づく中長期の収支相償メカニズムで救済する保険です。日本企業の国際競争力の確保や、日本経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度となっております。

貿易保険は、大型の非常事故等により一度に巨額の保険金支払いを迫られる可能性等に備え、諸外国において国の事業として行われています。我が国の貿易保険の事業運営は、お客様からの保険料収入により賄われておりますが、我が国企業の国際競争力を確保する上でも、無限の信用力を有する国の関与は欠かせません。また、保険金支払後の債権回収は、当該リスクの性格上、主にパリクラブ（主要債権国会議）等の政府間交渉の場を通じて、長期間にわたって行われるため、制度の維持には、国の外交力と交渉力が不可欠です。

独立行政法人日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’)は、約50年間にわたり政府(経済産業省)が実施してきた貿易保険事業を引き継ぎ、2001年4月の設立以来、お客様中心主義に立ちサービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。2011年度は、東日本大震災で被災された中小企業のお客様への諸手続の猶予、専用相談窓口の設置等の対策、タイの洪水被害対応として在タイ日系企業の運転資金支援を実施するとともに、特にアジアの ECA との再保険ネットワークの強化や、更に中堅・中小企業の国際展開支援のため地方銀行との業務ネットワークを創設し、中小企業輸出代金保険の保険料引下げや利用対象企業の拡大等を実施しました。

2011年度のNEXIの保険引受実績は、前年度比0.5%減の8.5兆円となりました。これは主に、海外子会社の事業活動に対する資金的な支援として2009年1月より開始した海外事業資金貸付保険の引受が一段落したことによるものです。その結果として、正味保険料収入は、前年度比19%減の90億円となりました。他方、保険金支払に関しては、信用事故及びリビア向け非常事故による支払が増加したため、全体として前年度比で約3%の増加となりました。また、引き続き事業費・一般管理費の削減に努めた結果、経常利益90億円を計上しました。特別損益は、NEXI創設時の被出資債権(保険代位債権)の評価額の見直し等により、176億円の黒字となりました。以上により、当期利益は266億円となりました。

世界経済のグローバル化がますます進展する中で、世界的に、国家が企業を後押しして官民一体となり国際競争を勝ち抜こうとする動きが強まっています。かかる状況の下、我が国の輸出信用機関(ECA)であるNEXIへの期待は一層高まっています。NEXIは、今後とも、国の政策実施機関として、多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険サービスを安定的かつ効率的に提供していくことに、全力を尽くしてまいります。

なお、2012年1月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基

本方針」及び「特別会計改革の基本方針」において、当法人は全額政府出資の特殊会社に移行し、貿易再保険特別会計については、2015 年度末までに廃止し、新法人としての NEXI に移管することが決まりました。具体的な制度の在り方については、現在、経済産業省において検討されているところです。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に実施することを目的としております。(貿易保険法第5条)

② 業務内容

当法人は、貿易保険法第5条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
- 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

③ 沿革

1999年 7月 独立行政法人通則法成立

1999年12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立

2001年 4月 独立行政法人日本貿易保険 設立

(参考)

1950年 3月 輸出信用保険法(現 貿易保険法)成立

以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省にて運営。

④ 設立根拠法

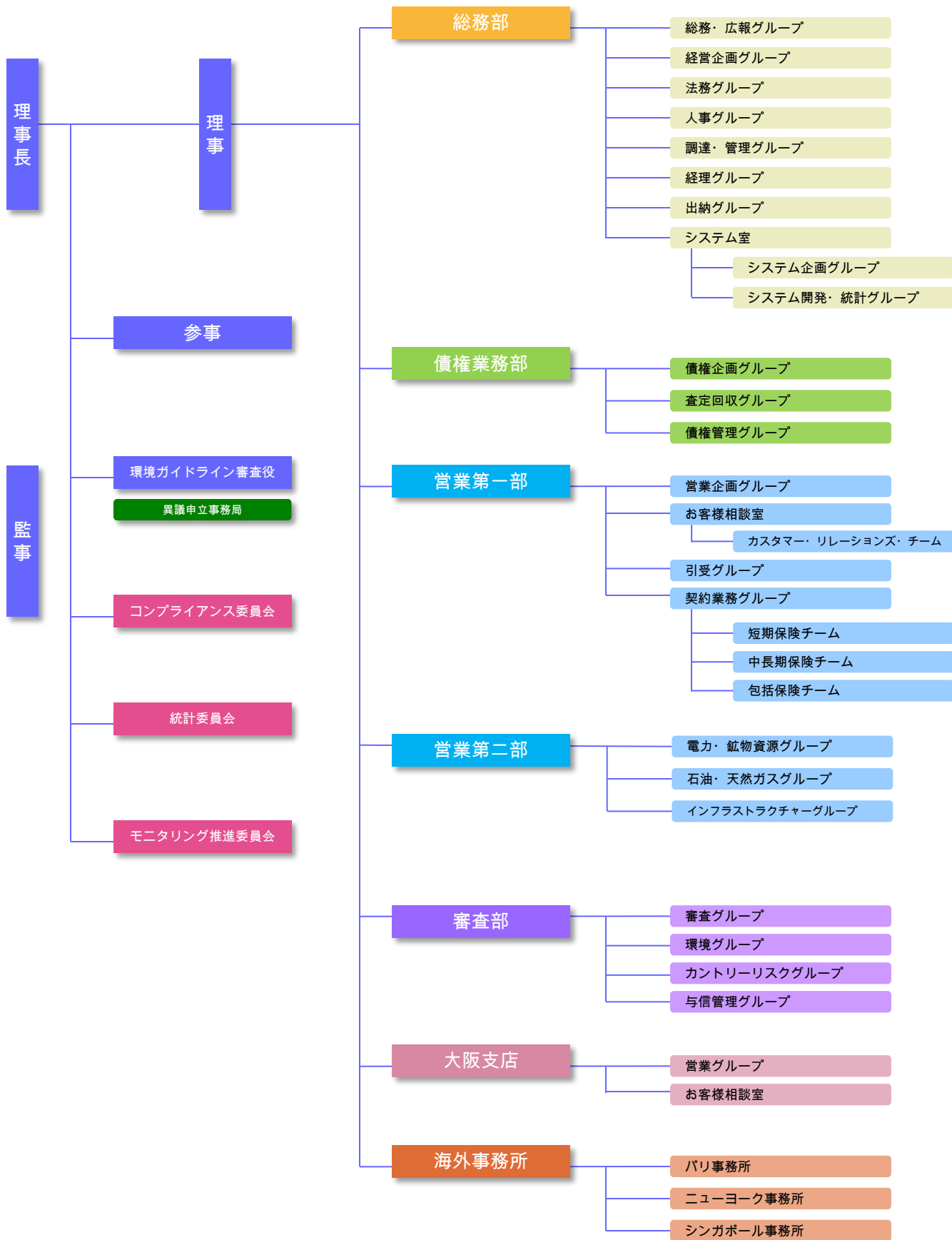
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

貿易保険法(昭和25年法律第67号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

経済産業大臣(経済産業省貿易経済協力局貿易保険課)

NEXIの組織図 (2012年4月現在)



(2) 本社・支社等の住所

本店 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
大阪支店 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階

(3) 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	104,352	—	—	104,352
資本金合計	104,352	—	—	104,352

(4) 役員 の 状 況

役職	氏名 (生年月日)	略歴
理事長	鈴木 隆史 (1949年6月21日生)	1973年4月 通商産業省入省 2002年7月 地域経済産業審議官 2003年7月 貿易経済協力局長 2004年6月 大臣官房長 2006年7月 経済産業政策局長 2008年7月 特許庁長官 2009年7月 特許庁顧問 2009年8月 独立行政法人日本貿易保険理事長
理事	和田 圭司 (1956年9月2日生)	1980年4月 株式会社住友銀行入社 2001年4月 株式会社三井住友銀行本店営業第二部次長 2003年6月 投資銀行統括部ストラクチャー審査室長 2006年4月 独立行政法人日本貿易保険債権業務部長 2009年4月 独立行政法人日本貿易保険参事 2011年6月 独立行政法人日本貿易保険理事

理事	稲垣 史則 (1960年1月8日生)	1982年4月 通商産業省入省 2000年6月 内閣法制局参事官 2006年11月 通商政策局通商政策課長 2008年11月 大臣官房政策評価広報課長 2009年8月 独立行政法人原子力安全基盤機構理事 2010年7月 大臣官房政策評価審議官 2011年4月 独立行政法人日本貿易保険理事
監事 (常勤)	大岩 武史 (1952年12月7日生)	1976年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2001年4月 企業商品業務部長 2004年12月 株式会社損害保険ジャパン国際企画部長 2007年6月 取締役常務執行役員 2010年6月 取締役専務執行役員 2011年1月 取締役副社長執行役員 2011年4月 独立行政法人日本貿易保険監事
監事 (非常勤)	今井 敬 (1929年12月23日生)	1952年4月 富士製鐵株式会社入社 1970年3月 新日本製鐵株式会社本社燃料金属部副部長 1981年6月 取締役 1993年6月 代表取締役社長 1998年4月 代表取締役会長 1998年5月 社団法人経済団体連合会会長 2001年4月 独立行政法人日本貿易保険監事(非常勤) 2002年5月 社団法人日本経済団体連合会名誉会長 2003年6月 新日本製鐵株式会社相談役・名誉会長 2008年6月 新日本製鐵株式会社名誉会長

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成24年1月1日において136人(前期比2人増加)であり、平均年齢は41.3歳(前年1月1日41.8歳)となっています。このうち、国からの出向者は25人、民間等からの出向者は14人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	10,441	支払備金	1,331
有価証券	277,182	責任準備金	20,207
保険代位債権等	242,280	再保険借	7,120
未収収益	1,843	預り金	169
未収保険料	6,470	前受保険料	3,023
再保険貸	5,438	賞与引当金	109
固定資産	2,023	退職手当引当金	319
その他	636	その他	9,172
貸倒引当金	△ 174,558	負債合計	41,450
		(純資産の部)	
		資本金	104,352
		政府出資金	104,352
		資本剰余金	140,658
		利益剰余金	85,294
		純資産合計	330,304
資産合計	371,754	負債及び純資産合計	371,754

② 損益計算書

(単位:百万円)

	科目	金額
経常 損益	経常収益 (A)	16,240
	保険引受収益	10,538
	資産運用収益	5,503
	為替差益	31
	その他	169
	経常費用 (B)	7,234
	保険引受費用	1,394
	事業費及び一般管理費	5,840
	人件費(注)	1,464
	減価償却費等(ソフトウェア償却を含む)	748
その他	3,628	
	経常利益 (C=A-B)	9,006
損特 益別	特別利益(被出資債権利息収入等) (D)	20,006
	特別損失(被出資債権評価損(貸倒引当金繰入額)等) (E)	2,407
	当期総利益 (C+D-E)	26,605

(注) 給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入及び退職手当引当金繰入の合算額を表示

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	10,236
保険料収入	10,370
保険金の支払	△5,954
回収金による収入	1,569
人件費	△1,418
その他	5,669
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△12,235
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	-
IV 資金に係る換算差額(D)	37
V 資金増加額(又は減少額) (E=A+B+C+D)	△1,962
VI 資金期首残高(F)	12,403
VII 資金期末残高(G=E+F)	10,441

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
I 業務費用	△26,600
損益計算書上の費用	9,641
(控除)自己収入等	△36,241
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	-
III 損益外減損損失相当額	-
IV 損益外利息費用相当額	-
V 損益外除売却差額相当額	-
VI 引当外賞与見積額	-
VII 引当外退職手当増加見積額	30
VIII 機会費用	1,028
IX (控除)法人税等及び国庫納付額	-
X 行政サービス実施コスト	△25,543

■財務諸表の科目

①貸借対照表

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

②損益計算書

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

③キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	貿易保険事業の通常業務実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入・支出、人件費支出等が該当
投資活動による キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動による キャッシュ・フロー	ファイナンス・リースに係る支払等(該当なし)
資金に係る換算差額	外貨建資金に係る為替差額

④行政サービス実施コスト計算書

業務費用	日本貿易保険が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
損益外減価償却相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(該当する資産なし)
損益外減損損失相当額	日本貿易保険が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(該当なし)
損益外利息費用相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除却費用等に係る利息費用相当額(該当する資産なし)
損益外除売却差額相当額	通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額等相当額等(該当なし)
引当外賞与見積額	運営費交付金による賞与引当金見積額(該当なし)
引当外退職手当増加見積額	政府からの出向職員の退職手当増加見積額
機会費用	政府出資等の機会費用の見積額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 財務諸表(損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書)の主なデータについて概況をご説明します。

(i) 2011年度決算の概況

(経常収益)

2011年度の経常収益は、16,240百万円を計上し、前年度比871百万円減(5.1%減)となりました。これは、保険引受収益が前年度比546百万円減(4.9%減)、国債等による資産運用収益が同366百万円減(6.2%減)となったこと等によります。

(経常費用)

2011年度の経常費用は、7,234百万円を計上し、前年度比4,100百万円減(36.2%減)となりました。これは、支払備金が繰入から戻入に転じた上、正味支払保険金及び責任準備金繰入が減少したこと等により保険引受費用が前年同期比2,790百万円減(66.7%減)、事業費及び一般管理費が前年度比1,235百万円減(17.5%減)となったこと等によります。

(経常利益)

2011年度は、経常収益16,240百万円から経常費用7,234百万円を差し引いた9,006百万円の経常利益を計上いたしました。

(特別利益/損失)

2011年度の特別利益は、被出資債権に関する利息収入及び貸倒引当金戻入により20,006百万円を計上し、前年度比3,034百万円増(17.9%増)となりました。また、特別損失は、回収金から被保険者に配分する利息等により2,407百万円を計上し、前年度比1,266百万円増(111.0%増)となりました。

(当期総利益)

以上の経常利益、特別利益及び特別損失から、2011年度は26,605百万円の当期総利益を計上いたしました。

(資産の部)

2011年度末現在の資産合計は、371,754百万円を計上し、前年度比32,492百万円増(9.6%増)となりました。これは、保険代位債権等の評価額の上昇及び同債権の表示金額を回収に伴い被保険者に配分する利息(未払金の一部に計上。)の金額を差し引いた金額から総額表示に変更したことによる前年度比11,172百万円増(23.4%増)、有価証券が同12,629百万円増(4.8%増)、再保険貸が前年度比5,188百万円増(2075.2%増)となったこと等によります。

(負債の部)

2011年度末現在の負債合計は、41,450百万円を計上し、前年度比5,887百万円増(16.6%増)となりました。これは、支払備金が前年度比1,561百万円減(54.0%減)、再保険借が同3,012百万円減(29.7%減)及び未払金に保険代位債権の回収に伴い被保険者に配分する利息の計上による同8,780百万円増(7196.7%増)となったこと等によります。

(純資産の部)

2011年度末現在の純資産合計は、330,304百万円を計上し、前年度比26,605百万円増(8.8%増)となりました。これは、当期総利益26,605百万円の計上によります。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

2011年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、10,236百万円を計上し、前年度比3,412百万円増(50.0%増)となりました。これは保険金支出5,447百万円の減少に対して、保険料収入5,571百万円の増加、回収金1,005百万円増加及び利息の受取額1,775百万円増加となったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

2011年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△12,235百万円を計上し、前年度比8,462百万円減(224.3%減)となりました。これは、有価証券の取得による支出等が前年度比12,934百万円減少したこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

2011年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、該当する取引がありませんでした。

(ii) 2007年度から2010年度までの決算の概況

(2007年度)

イラク債権等被出資財産(保険代位債権等)の評価による貸倒引当金の積み増し等による総額86,847百万円の特別損失を計上した結果、83,709百万円の損失を計上いたしました。

(2008年度)

国際金融資本市場の動揺、世界規模での急速な景気減速により、被出資債権(保険代位債権等)の評価損及び信用危険事故の増加等による支払備金の繰入が発生いたしました。また、キューバの非常事故に係る保険支払等により、1,461百万円の損失を計上いたしました。

(2009年度)

海外日系企業に係る運転資金支援のニーズや大型資源案件の引受、保険金支払の減少等により経常収益が増加いたしました。また、被出資債権(保険代位債権等)の評価益を計上した結果、16,733百万円の利益を計上いたしました。

(2010年度)

インドネシア等の債務返済が順調な被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったことにより、15,704百万円の貸倒引当金戻入額等を特別利益に計上した結果、21,605百万円の当期総利益を計上いたしました。

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間		当中期計画期間		
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
経常収益	12,706	13,306	17,286	17,111	16,240
経常費用	11,433	11,408	11,562	11,334	7,234
経常利益(損失)	1,273	1,899	5,724	5,777	9,006
特別利益	1,866	5,071	11,580	16,972	20,006
特別損失	86,847	8,431	571	1,141	2,407
当期総利益(総損失)	△83,709	△1,461	16,733	21,607	26,605
資産	302,164	305,703	315,683	339,262	371,754
負債	35,350	40,345	33,591	35,563	41,450
純資産	266,814	265,359	282,092	303,699	330,304
うち利益剰余金(積立金)	21,810	20,349	37,082	58,689	85,294
業務活動によるキャッシュ・フロー	28,939	15,489	4,796	6,824	10,236
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,089	3,731	△39,798	△3,773	△12,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2	△3	△3	0	-
資金期末残高	25,215	44,192	9,373	12,403	10,441

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

該当なし

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

該当なし

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

2011年度の行政サービス実施コストは、前年度△20,254百万円から△25,543百万円にコストが減少いたしました。これは、当期総利益が前年度から増加したこと等によります。

表4 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間		当中期計画期間		
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
業務費用	83,723	1,476	△16,720	△21,598	△26,600
うち損益計算書上の費用	98,280	19,838	12,133	12,475	9,641
うち自己収入	△14,557	△18,363	△28,853	△34,074	△36,241
損益外減価償却累計額	-	-	-	-	-
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-
引当外賞与見積額	-	-	-	-	-
引当外退職給付増加見積額	57	52	45	29	30
機会費用	1,355	1,412	1,460	1,315	1,028
(控除)法人税等及び国庫納付金	-	-	-	-	-
行政サービス実施コスト	85,136	2,940	△15,215	△20,254	△25,543

(2) 施設等投資の状況(重要なもの)

該当なし

(3) 予算・決算の状況

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間						当中期計画期間					差額理由
	2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度			
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
収入	65,386	90,334	69,653	131,420	126,130	118,905	40,533	71,973	53,372	77,016	決算報告書をご参照下さい。	
業務収入	11,059	12,690	11,149	13,278	14,022	15,210	14,202	16,073	14,112	14,320		
被出資債権からの回収金	13,046	11,374	12,182	3,865	7,916	3,320	6,958	433	14,357	1,379		
有価証券の償還	7,500	32,490	7,500	75,456	60,000	56,182	10,000	46,094	12,500	48,914		
短期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
前年度繰越金	33,781	33,781	38,822	38,822	44,192	44,192	9,373	9,373	12,403	12,403		
支出	65,386	90,334	69,653	131,420	126,130	118,905	40,533	71,973	53,372	77,016		
業務支出	6,247	6,234	6,842	7,196	17,343	6,308	19,322	6,288	18,301	5,787		
投資支出	615	2,756	515	51	1,770	1,454	1,770	1,604	1,270	46		
有価証券の取得	15,000	52,898	15,000	85,303	60,000	94,618	10,000	48,231	12,500	61,165		
短期借入金返済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の支出	2	2	2	94	2	3	2	-	-	-		
翌年度繰越金	43,522	25,215	47,294	44,192	47,015	9,373	9,439	12,403	21,299	10,441		
予算差異	-	3,228	-	△5,416	-	7,148	-	3,448	-	△422		

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間の業務費を、第二期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすることを目標としています。また、一般管理費については、当中期目標期間中、2008年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うことを目標としています。この目標を達成するため、調達方法の見直しや、システム保守費用削減等の措置を講じています。

(単位:百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間					
	金額	比率	2009年度		2010年度		2011年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率
業務費	4,215	100%	4,166	98.8%	4,083	96.9%	4,061	96.3%
一般管理費	578	100%	563	97.3%	561	97.1%	558	96.5%

(注1) 第四期システム開発関連経費、組織形態移行に伴う経費等の特殊要因経費及び中期目標の実現のために新規に追加・拡充される経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除いています。

(注2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費です。

(注3) 前中期目標期間終了年度の金額(基準値)は、(注1)及び(注2)に則って算出した、2008年度の実績(業務費)及び見込み(一般管理費)です。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人は、貿易保険事業の実施による、保険料収入及び支払保険金の回収金収入を財源として運営しております。また、被出資財産(保険代位債権等)の回収金については、これを国債等により運用し、利息収入を得ております。

なお、当法人では、上記の事業収入等により運営しており、交付金・補助金は受けておりません。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 統計データの作成方針について

(i) 短期・中長期の基準に係るBUルールへの適用

統計データの作成及び表示方法につきましては、以下のBUルール(BU:国際輸出信用保険機構)の区分に基づいております。

短期 :1年以内

中長期:1年超(資本財は全て中長期として区分)

(ii) 引受実績の作成方針

引受実績につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し作成しております。

(iii) 責任残高の作成方針

責任残高につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成しております。

② 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険を含めた総額が前年度比0.5%減の8,537,772百万円、当法人保有分が前年度比2.4%減の829,096百万円となりました。保険種別では、貿易一般保険が前年度比2.7%減の7,110,487百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比25.9%減の549,068百万円となった一方、海外投資保険が前年度比100.9%増の440,367百万円、貿易代金貸付保険が前年度比43.5%増の343,996百万円となりました。また2010年度より引受開始された簡易通知型包括保険の引受が拡大し、前年度比930%増の14,340百万円となりました。

2011年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績						収入保険料					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分			元受・受再収入保険料			正味収入保険料		
	金額	構成比	対前期増減率	金額	構成比	対前期増減率	金額	構成比	対前期増減率	金額	構成比	対前期増減率
貿易一般保険	7,110,487	83.3	▲2.7	710,739	85.7	▲2.6	14,074	42.2	▲7.1	3,942	43.4	▲8.1
責任期間1年以内	3,321,146	38.9	▲5.1	332,115	40.1	▲5.1	5,462	16.4	▲5.1	1,530	16.8	▲6.3
責任期間1年超	3,789,341	44.4	▲0.6	378,624	45.7	▲0.3	8,611	25.8	▲8.4	2,411	26.5	▲9.2
貿易代金貸付保険	343,996	4.0	43.5	25,783	3.1	7.5	3,953	11.8	▲42.5	1,118	12.3	▲43.0
簡易通知型包括保険	14,340	0.2	930.0	1,434	0.2	930.0	38	0.0	484.7	11	0.1	477.0
輸出手形保険	16,549	0.2	▲18.1	1,655	0.2	▲18.1	146	0.4	▲21.2	41	0.4	▲22.2
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	254	0.0	-	25	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
海外投資保険	440,367	5.2	100.9	40,223	4.9	143.1	3,177	9.5	22.5	830	9.1	28.4
海外事業資金貸付保険	549,068	6.4	▲25.9	42,966	5.2	▲40.4	10,065	30.2	▲25.3	2,609	28.7	▲29.6
限度額設定型貿易保険	10,311	0.1	▲12.3	1,031	0.1	▲12.3	391	1.2	▲1.9	110	1.2	▲2.9
中小企業輸出代金保険	567	0.0	▲9.2	57	0.0	▲9.2	6	0.0	▲4.4	2	0.0	▲5.6
再保険	51,834	0.6	29.6	5,183	0.6	29.6	1,528	4.6	43.7	428	4.7	42.2
アジア再保険	8,557	0.1	461.5	856	0.1	461.5	99	0.3	237.5	28	0.3	234.7
ワンストップショップ	43,277	0.5	12.5	4,328	0.5	12.5	1,429	4.3	38.1	401	4.4	36.7
合計	8,537,772	100.0	▲0.5	829,096	100.0	▲2.4	33,378	100.0	▲16.0	9,090	100.0	▲17.9

(注) 当法人保有分:当法人が責任を負っている金額。元受、受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

また、収入保険料は前年度比16.0%減の33,378百万円、正味収入保険料は、前年度比17.9%減の9,090百万円となりました。保険種別の収入保険料でも、貿易一般保険が前年度比7.1%減の14,074百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比25.3%減の10,065百万円となった一方、海外投資保険が前年度比22.5%増の3,177百万円となりました。尚、貿易代金貸付保険の収入保険料については前年度比42.5%減の3,953百万円となりました。

引受実績を地域別にみると、受再を含む総収入ベースで、アジア向けが4,381,676百万円と最も大きく全体の47.9%を占め、次に中米向けが1,086,265百万円、中東向けが947,276百万円となりました。

2011年度地域別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績						収入保険料					
	元受ベース			うち当法人保有分			元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%
アジア	4,381,676	47.9	▲ 2.8	436,872	49.1	▲ 3.0	12,273	36.8	▲ 8.4	3,394	37.3	▲ 9.3
中東	947,276	10.4	33.2	86,100	9.7	21.1	6,052	18.1	15.3	1,673	18.4	15.4
ヨーロッパ	895,278	9.8	▲ 7.3	86,928	9.8	▲ 9.9	5,853	17.5	▲ 29.4	1,616	17.8	▲ 30.6
北米	261,013	2.9	▲ 13.6	25,811	2.9	▲ 4.3	454	1.4	▲ 31.8	127	1.4	▲ 26.9
中米	1,086,265	11.9	2.0	108,627	12.2	2.0	735	2.2	▲ 52.1	196	2.2	▲ 52.9
南米	825,627	9.0	37.3	70,694	7.9	28.6	5,329	16.0	55.0	1,336	14.7	42.8
アフリカ	479,742	5.2	2.1	47,974	5.4	2.1	1,808	5.4	▲ 66.8	503	5.5	▲ 67.3
オセアニア	148,645	1.6	▲ 74.4	14,865	1.7	▲ 74.4	413	1.2	▲ 51.2	116	1.3	▲ 51.8
国際機関	116,006	1.3	▲ 27.6	11,601	1.3	▲ 27.6	460	1.4	▲ 48.2	129	1.4	▲ 48.6

- (注1) 国別計上の方法: 船前…仕向国、船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されている。
(注3) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(ii) 保険金支払の状況

2011年度の支払保険金の総額は、前年度比 2.5%減の 8,359 百万円となりました。これは、大型案件での信用事故を主因として信用事故による支払が増加したものの、非常事故による支払が前年度に比べ減少したためです。

引き続き、引受案件のモニタリング強化を通じ、お客様と一体となり保険事故回避に努めるとともに、事故が生じた際には迅速な保険金支払ができるよう備えています。

2011年度保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位:百万円)

	2011年度 支払保険金額								
		うち非常			うち信用				
		構成比	対前期 増減率	構成比	対前期 増減率	構成比	対前期 増減率		
		%	%	%	%	%	%		
貿易一般保険	7,157	85.6	▲ 2.6	1,342	100.0	▲ 66.2	5,815	82.9	72.3
貿易代金貸付保険	1,165	13.9	▲ 3.6	0	0.0	—	1,165	16.6	▲ 3.6
簡易通知型包括保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
輸出手形保険	34	0.4	112.7	0	0.0	—	34	0.5	112.7
輸出保証保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
前払輸入保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外投資保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外事業資金貸付保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
限度額設定型貿易保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	▲ 100.0
中小企業輸出代金保険	3	0.0	18.9	0	0.0	—	3	0.0	18.9
再保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
合計	8,359	100.0	▲ 2.5	1,342	100.0	▲ 66.2	7,017	100.0	52.5

(iii) 回収

2011年度の回収金は、前年度比 11.5%増の 17,668 百万円となりました。これは、リスケ国の返済が順調に進んだことによるものです。

2011年度回収金

(単位:百万円)

	当法人分			国代位分			再保険分			合計		
	構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率	
非常事故	5,425	98.1	36.8	7,831	100.0	8.5	4,075	94.6	8.3	17,330	98.1	17.3
リスケ	5,425	98.1	36.8	7,831	100.0	8.5	3,305	76.7	10.4	16,560	93.7	18.2
リスケ外	0	0.0	-	0	0.0	-	770	17.9	▲ 0.6	770	4.4	▲ 0.6
信用事故	104	1.9	▲ 81.5	0	0.0	-	234	5.4	▲ 381.0	338	1.9	▲ 288.9
合計	5,529	100.0	34.6	7,831	100.0	8.5	4,309	100.0	▲ 12.8	17,668	100.0	11.5

(iv) 責任残高

2011年度末の責任残高は、前年度比 3.4%増の 17,451,980 百万円となりました。当法人保有分については、同 2.3%増の 1,651,978 百万円となりました。

保険種別に見ると、貿易一般保険が前年度比 1.1%減の 8,112,075 百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比 0.7%減の 6,432,243 百万円となった一方、貿易代金貸付保険が前年度比 45%増の 1,444,692 百万円、海外投資保険が前年度比 21.7%増の 944,798 百万円となりました。

2011年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比(%)	対前年増減比(%)		構成比(%)	対前年増減比(%)
貿易一般保険	8,112,075	46.5	▲ 1.1	806,738	48.8	▲ 0.8
責任期間1年以内	2,338,010	13.4	▲ 10.2	233,894	14.2	▲ 10.2
責任期間1年超	5,774,066	33.1	3.2	572,844	34.7	3.5
貿易代金貸付保険	1,444,692	8.3	45.0	140,087	8.5	27.8
簡易通知型包括保険	5,830	0.0	337.8	583	0.0	337.8
輸出手形保険	3,323	0.0	▲ 35.3	760	0.0	▲ 33.6
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	0	0.0	-	0	0.0	-
海外投資保険	944,798	5.4	21.7	81,462	4.9	38.1
海外事業資金貸付保険	6,432,243	36.9	▲ 0.7	571,940	34.6	▲ 3.0
限度額設定型貿易保険	15,147	0.1	▲ 6.7	1,515	0.1	▲ 6.7
中小企業輸出代金保険	145	0.0	▲ 14.0	15	0.0	▲ 13.7
再保険	493,727	2.8	23.5	48,880	3.0	23.8
アジア再保険	17,005	0.1	445.2	1,701	0.1	445.2
ワンストップショップ	476,722	2.7	20.2	47,180	2.9	20.4
合計	17,451,980	100.0	3.4	1,651,978	100.0	2.3

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(注2) 保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

保険種別責任残高の経年比較

(単位:百万円)

	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	構成比
貿易一般保険	9,498,844	9,394,309	7,982,030	8,200,931	8,112,075	46.5
責任期間1年以内	2,296,544	2,396,838	2,029,412	2,603,741	2,338,010	13.4
責任期間1年超	7,202,300	6,997,471	5,952,618	5,597,190	5,774,066	33.1
貿易代金貸付保険	1,013,783	891,894	815,476	996,520	1,444,692	8.3
簡易通知型包括保険	0	0	0	1,332	5,830	0.0
輸出手形保険	7,849	6,373	4,992	5,137	3,323	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	589	345	107	0	0	0.0
海外投資保険	666,499	809,504	790,936	776,508	944,798	5.4
海外事業資金貸付保険	2,204,191	3,248,744	6,000,352	6,479,335	6,432,243	36.9
限度額設定型貿易保険	8,514	10,554	11,952	16,226	15,147	0.1
中小企業輸出代金保険	67	83	161	168	145	0.0
再保険	194,784	270,111	319,223	399,833	493,727	2.8
合計	13,595,120	14,631,918	15,925,229	16,875,991	17,451,980	100.0

(注1) 短期・中長期区分: 短期(1年以内・資本財を除く)・中長期(1年超・資本財を含む)

(注2) 事業年度末保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

6. 参考資料

(1) 参考データ

① 引受実績の経年比較

(単位:百万円)

	引受実績					
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	構成比
貿易一般保険	9,084,734	8,344,955	6,231,455	7,308,903	7,110,487	83.3
責任期間1年以内	4,174,931	3,679,428	2,747,597	3,498,241	3,321,146	38.9
責任期間1年超	4,909,803	4,665,528	3,483,858	3,810,662	3,789,341	44.4
貿易代金貸付保険	83,626	41,335	91,382	239,764	343,996	4.0
簡易通知型包括保険	—	—	—	1,392	14,340	0.2
輸出手形保険	29,178	25,886	19,986	20,199	16,549	0.2
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	889	345	107	0	254	0.0
海外投資保険	155,228	281,717	213,193	219,229	440,367	5.2
海外事業資金貸付保険	101,905	984,806	1,606,754	741,082	549,068	6.4
限度額設定型貿易保険	7,405	5,928	9,653	11,761	10,311	0.1
中小企業輸出代金保険	370	444	646	624	567	0.0
再保険	57,710	41,552	25,885	39,998	51,834	0.6
合計 (注1)	9,521,044	9,726,968	8,199,062	8,582,951	8,537,772	100.0

(注1) 契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険特約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額

② 保険金の経年比較

(単位:百万円)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	構成比
非常事故	2,495	16,858	3,268	3,972	1,342	16.1%
信用事故	1,305	301	7,173	4,603	7,017	83.9%
合計	3,800	17,159	10,441	8,574	8,359	100.0%

③ 回収金の経年比較

(単位:百万円)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
回収金額	57,465	41,855	20,515	15,640	17,668

④責任残高(事業年度末為替レート適用)

年度末為替レート(経年比較においては、各事業年度末の為替レート)を適用し作成した責任残高(外貨建対応の特約付保険契約の保険金額を用いない実勢の責任残高。)は、以下の通りとなります。

(i) 2011年度保険種別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

2011年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース	うち当法人保有分				
		構成比(%)	対前年増減比(%)	構成比(%)	対前年増減比(%)	
貿易一般保険	8,099,696	66.1	▲ 1.0	805,500	67.3	▲ 0.8
責任期間1年以内	2,337,812	19.1	▲ 10.2	233,874	19.5	▲ 10.2
責任期間1年超	5,761,884	47.0	3.2	571,625	47.8	3.6
貿易代金貸付保険	832,267	6.8	44.1	91,652	7.7	22.7
簡易通知型包括保険	5,830	0.0	337.8	583	0.0	337.8
輸出手形保険	3,323	0.0	▲ 35.3	760	0.1	▲ 33.6
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	0	0.0	-	0	0.0	-
海外投資保険	944,798	7.7	21.7	81,462	6.8	38.1
海外事業資金貸付保険	2,129,124	17.4	▲ 1.2	193,141	16.1	▲ 2.7
限度額設定型貿易保険	15,147	0.1	▲ 6.7	1,515	0.1	▲ 6.7
中小企業輸出代金保険	145	0.0	▲ 14.0	15	0.0	▲ 13.7
再保険	219,207	1.8	25.6	21,709	1.8	26.0
アジア再保険	8,605	0.1	1097.5	861	0.1	1097.5
ワンストップシヨップ	210,602	1.7	21.1	20,848	1.7	21.5
合計	12,249,536	100	3.0	1,196,335	100	2.7

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(単位:百万円)

	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	構成比
貿易一般保険	9,452,265	9,336,297	7,959,765	8,184,301	8,099,696	66.1
責任期間1年以内	2,296,544	2,396,838	2,022,794	2,601,992	2,337,812	19.1
責任期間1年超	7,155,721	6,939,458	5,936,971	5,582,309	5,761,884	47.0
貿易代金貸付保険	658,789	524,937	500,438	577,707	832,267	6.8
簡易通知型包括保険	0	0	0	1,332	5,830	0.0
輸出手形保険	7,849	6,373	4,992	5,137	3,323	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	589	345	107	0	0	0.0
海外投資保険	666,499	809,504	790,936	776,508	944,798	7.7
海外事業資金貸付保険	820,981	1,247,619	2,030,689	2,155,666	2,129,124	17.4
限度額設定型貿易保険	8,514	10,554	11,952	16,226	15,147	0.1
中小企業輸出代金保険	67	83	161	168	145	0.0
再保険	91,129	124,769	147,313	174,558	219,207	1.8
合計	11,706,683	12,060,482	11,446,354	11,891,603	12,249,536	100.0

(ii) 2011年度地域別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率
		%	%		%	%
アジア	5,223,394	40.9	8.2	515,865	41.3	11.0
中東	1,919,569	15.0	▲ 8.5	180,708	14.5	▲ 13.7
ヨーロッパ	1,563,996	12.3	14.9	148,832	11.9	13.6
北米	651,853	5.1	▲ 22.5	63,360	5.1	▲ 22.9
中米	698,215	5.5	▲ 7.4	71,658	5.7	▲ 8.8
南米	824,239	6.5	22.1	80,399	6.4	20.5
アフリカ	890,361	7.0	2.9	87,768	7.0	3.3
オセアニア	774,131	6.1	3.9	77,428	6.2	3.9
国際機関	218,854	1.7	▲ 3.8	21,827	1.7	▲ 3.6

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(注5) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(単位:百万円)

	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	構成比
						%
アジア	5,033,273	4,852,423	4,305,435	4,826,289	5,223,394	40.9
中東	3,391,304	3,228,462	2,531,022	2,096,943	1,919,569	15.0
ヨーロッパ	961,229	1,133,428	1,237,234	1,361,156	1,563,996	12.3
北米	485,556	616,611	869,422	840,569	651,853	5.1
中米	674,646	681,062	735,762	754,325	698,215	5.5
南米	581,118	788,489	750,377	675,266	824,239	6.5
アフリカ	564,374	796,105	903,281	864,959	890,361	7.0
オセアニア	177,410	249,099	349,574	744,995	774,131	6.1
国際機関	159,662	95,667	158,757	227,419	218,854	1.7

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(2) 中期目標

独立行政法人日本貿易保険中期目標

平成21年2月27日
経済産業省

我が国の貿易保険制度は、昭和25年の制度発足以来、我が国企業の貿易・投資に関して、戦争や為替取引の制限といった通常の保険では負担することのできないリスクをカバーしてきた。貿易立国である我が国企業の貿易・投資における国際競争力の維持・強化に加えて、最近では、石油や鉱物資源等の資源の安定供給の確保や、地球環境問題に対応した我が国の環境・省エネ技術の海外展開への貢献も期待されている。

さらに、昨今の国際金融情勢は、サブプライム問題に起因し、世界的な金融機関の信用収縮、株価の下落などの深刻な危機に直面しており、世界的に企業の貿易投資活動に対する資金供給の停滞が懸念されている中で、種々の国際会合において公的輸出信用供与の重要性が確認されるなど、貿易保険に期待される役割は極めて大きくなっている。

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、我が国の貿易保険制度の実施機関として平成13年に創設され、独立行政法人通則法に基づく組織管理、業務運営を行ってきた。国の通商政策等と連携しつつ、専門的かつ質の高いサービスを、効率的かつ効果的に行うために設立されたものである。その後平成19年に独立行政法人全体について見直しが行われた結果、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」こととされている。

これを踏まえ、産業構造審議会貿易保険小委員会においては、貿易保険の意義や最近の経済環境の変化等を踏まえ、今後の貿易保険制度の在り方について総合的に検討を行い、平成20年7月に中間とりまとめが行われたところである。中間とりまとめでは、保険商品や組織・運営の見直しにより、貿易保険が環境変化に柔軟かつ迅速に対応し、より一層の政策的効果を発揮するとともに、サービス・効率性の向上が実現することを求めている。

以上を踏まえ、日本貿易保険の中期目標は以下のとおりとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とする。ただし、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日までとする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

貿易保険利用者からは、保険商品について、企業の取引形態やリスクの変化に応じ、柔軟かつ迅速な対応を行うことが求められているところであり、諸外国とのイコールフットイングの確保や、我が国法制及び国益との整合性を前提としつつ、利用者からの要望について個別具体的に検討の上、実施することが期待される。また、国際金融危機等国際経済情勢への機動的な対応や、国が政策上の観点から重点的に取り組むべき分野について、引き続き戦略的かつ重点的に対応していくことが求められる。民間保険会社の参入の円滑化についても引き続き、貿易保険サービスの安定的な提供の確保に留意しながら、民間におけるサービス提供機会の拡大を通じて、官民全体によるユーザーに対するサービス向上につながるよう、協調保険等の実施や民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有を行うことが期待される。

(1) 商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

①利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し

近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、日本貿易保険においては、既に平成19年度より組合包括保険制度に付保選択制を導入しているほか、保険料率や商品性の見直し、新商品の開発を含め現行貿易保険商品の見直しを行ってきたところであるが、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、商品の簡素化を始め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。

例えば、ストックセールスなど最近の取引形態への制度的対応などについて、検討し、可能なものから実施すること。

また、国際金融危機の下、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

(2) サービスの向上

現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。

①利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、ルール運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

平成21年1月より保険事故前輸出代金債権の流動化支援を実施しているところであるが、今後、利用者の売掛債権早期現金化ニーズ等に積極的に応じていくためにも、更なる利用者サービスの向上につながるよう努めること。

また、パリクラブてん補割れ債権譲渡承認制度及びパリクラブてん補割れ債権の日本貿易保険への譲渡承認制度を設立し、利用者の債権管理コストの削減等に努めてきたところであるが、引き続き、利用者のニーズに応じたサービスの向上に努めること。

②意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。なお、その際の見安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・信用リスク（註1）に係る保険金の査定期間を60日以下とする。
- ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件（註2）については5営業日以内）に回答する。
- ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

（註）

- 1) 「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生危険性を指す。
- 2) 「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

③業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、コンプライアンスについては、その維持・徹底に向けた取組を一層強化するとともに、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。

④上記のほか、利用者の意見を常に聴取し、サービスの向上に努めること。

(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

利用者のニーズを的確に把握して保険商品に反映させるとともに、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めること。

①広報・普及活動とニーズの把握・反映

保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開し、これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。

②リスク分析・評価の高度化のための体制整備

サブプライム問題に起因する世界的な金融危機の広がりに見られるように、世界的にリスクの高度化・広範化が進む中で、貿易保険サービスの提供に当たって、これまで以上にリスク・マネジメントの充実を図ることが求められているところ。リスク審査手法の高度化や与信枠設定等のリスク管理手法の整備等を通じて、リスクの分析・評価の体制を一層整備するとともに、リスク評価に見合った保険料率の設定に努めることにより、より高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受を的確に行うことができるようにすること。

その際の指標としては、中長期 Non-L/G 信用案件等の高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受状況も参照しつつ（註）、リスクの分析・評価の精緻化のための具体的な取組状況等を評価する。

また、当該案件の保険事故があった場合には、その要因を検証するとともに、必要な場合には、分析・評価体制の見直しを迅速に行うこと。

（註）中長期 Non-L/G 信用案件は、近年、途上国において政府保証の発出が減少していることを踏まえ、我が国企業からの引受ニーズが増加しつつあるところ、当該案件の引受件数や保険料収入の全体に占める割合は、日本貿易保険において、高度かつ複雑な

リスク審査を行う必要性がどの程度増加し、対応が図られているかを示すもの。

③専門能力の向上

上記を含め、利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、日本貿易保険は、非公務員型独立行政法人として制度的自由度が一層高い組織形態を採用していることを踏まえ、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

④内部統制の整備

専門性の高い人材の確保により情報収集能力や分析能力の向上を図るとともに、プロセス管理に重点を置きつつ、業務の効率性・有効性や法令遵守等の担保も含めた内部管理体制の充実を図るための準備を行うこと。

⑤情報開示による透明性の確保

企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解を図るための準備を行うこと。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図ること（その際の指標として、商品性の改善や引受けの内容等の制度面での取組に加え、その利用状況や当該分野の保険料収入及びその全体に占める割合などを使用する。）。

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

①金融危機への機動的な対応

新興国の成長等に伴う世界経済の拡大と一体化が進む中で、経済の好不況の周期の影響も、拡大・一体化する傾向にある。現下の金融危機の中で、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に関する資金供給が円滑に行われるよう、企業のニーズに対応した貿易保険の引受に努めること。とりわけ、

民間金融機関のファイナンスが機能しない場合において我が国企業の貿易投資活動が停滞することがないように、貿易保険の安定的な引受を行うこと。

また、世界的な金融危機への対応については、各国貿易保険機関と協調して取り組むことが不可欠であり、このために必要な国際的対応について積極的にイニシアティブを取ること。

この一環として、海外諸国の貿易保険機関との再保険協定の拡大や人材育成・情報交換などの協力を行い、貿易保険ネットワークの構築を進めること。

②資源・エネルギーの安定供給確保支援

今後とも、中長期的な資源・エネルギーの安定供給の確保が求められるところ。既に、日本貿易保険は、平成19年度より資源エネルギー総合保険を創設するとともに、複数の海外資源メジャーとの直接協力を強化してきたところであるが、引き続き我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組の支援に努めること。

③環境社会構築への支援

日本貿易保険においては、我が国の省エネ・新エネ技術の移転等により温室効果ガスの排出低減に貢献する取組の一環として、平成21年1月より地球環境保険制度を創設したところであるが、今後、本制度の活用により、省エネ・新エネを推進する我が国の製品の輸出やプロジェクトの推進に努めること。

また、OECD合意に基づく環境社会配慮ガイドラインについて、関係諸機関と連携し適切な見直しを行ったところであるが、引き続き的確な審査を行うこと。

④中堅・中小企業の国際展開支援

我が国企業、特に中堅・中小企業による輸出取引や投資等の国際展開を支援するため、そのニーズに対応したサービスの提供を行うとともに、中小企業輸出代金保険をはじめ貿易保険の更なる利用促進につながるよう様々なチャンネルを利用した広報・普及に努めること。

⑤航空機、原子力、サービスその他の分野における支援

航空機など、海外展開に当たって高いリスクを有する事業の実施について、他国に比べ遜色のない形で保険商品の設計・提供を行うよう努めること。原子力分野については、安全の確保を前提に、米国等における原子力発電所建設に係る我が国企業の輸出に対する保険引受を検討すること。

サービス分野等新たな国際展開が期待される分野への対応や、官民連携によるインフラプロジェクトの推進などその他の重点的な政策分野についても、我が国企業のニーズに対応し、商品性の改善等について検討し、積極的に取り組むこと。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間保険会社の参入により我が国企業のニーズに対応した商品やサービスの多様化が図られるよう、民間参入の円滑化のための環境整備に努めること。

① 協調保険の推進

民間保険会社によるサービス提供機会の拡大を通じて、官民全体によるユーザーに対するサービスの向上につながるよう、日本貿易保険においては、民間保険会社との協調保険の実施に向けた体制強化を行い、早期に実施するとともに、実施後のユーザーニーズを踏まえ更なる商品の見直しについても検討すること。

② 民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有

公表資料やホームページ等を通じた情報公開に加え、個々の利用者との関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託等を通じて情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるようにすること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

① 日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む。）については、第二期中期目標期間において第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成すべく求めたところであるが、本中期目標期間においても「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成19年12月21日、政策評価・独立行政法人評価委員会）を踏まえ、業務費については、最大限の努力を行うことにより、第二期中期目標期間におい

て削減を達成した水準以下とすること。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成20年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。

(註1) 第四期システム開発関連経費、組織形態移行に伴う経費等の特殊要因経費及び中期目標の実現のために新規に追加・拡充される経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

(註2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

②総人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

③給与水準については、十分に国民の理解を得られるものとなっているかなどの観点から検証を行い、現行の水準を維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表すること。

④契約については、「随意契約見直し計画（平成19年12月）」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。

⑤民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

(2) システムの効果的な開発及び円滑な運用

第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること（組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む。）。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努める

こと。

4. 財務内容の改善に関する事項

利用者に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくためには、健全な財務内容の維持が必要不可欠であり、そのための努力を行うことが必要である。

(1) 財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。

(註)

- 1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。
- 2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、現時点での財務基盤の状況を踏まえれば、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定とすること。

(2) 債権管理・回収の強化

- ① 保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率20%を達成するように努めること（註））。

(註)

回収実績率の目安については、回収の対象となる保険事故債権の内容、債務者の財

務状況、債務者の居住国における倒産法制等の外的要因に左右されること、回収努力(返済計画の確定等)から実際の成果が上がるまで一定のタイムラグが生じる場合が多いこと等の諸要素を十分考慮して判断するためにも、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する(第一期中期目標期間における回収実績率と異なるもの)。

$$\text{期間平均回収実績率} = \frac{\text{期間平均値 (各事業年度の回収金額)}}{\text{期間平均値 (回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額)}}$$

- ② また、査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生防止、損失の軽減に努めること。
- ③ 保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。

(3) 中期計画

独立行政法人日本貿易保険第3期中期計画

09 - 一般 - 00083

平成21年2月27日

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

我が国企業の国際競争力確保の観点から、お客様のご要望や通商・産業政策上の要請を積極的に汲み取り、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に努めます。

(1) 商品性の改善

我が国企業の国際競争力確保の観点から、お客様のご要望や通商・産業政策上の要請を積極的に汲み取り、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に努めます。

① 現行保険商品の見直し

貿易保険商品について、その商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討してまいります。具体的には、与信条件の見直しや、付保対象となる契約形態の範囲拡大、引受リスク細分化の検討、商品の簡素化など、現行商品の使い勝手を向上させるほか、必要に応じて新商品の開発を行い、引き受けリスクの質的拡大を図ります。

例えば、ストックセールスなど近年の取引形態への制度的対応などについても検討し、可能なものから実施します。なお、その内容や時期については、年度計画において定めてまいります。

また、国際的な金融危機への対応については、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、お客様のビジネスニーズに対し円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、積極的に制度及び運用の改善を図ります。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの改善・向上に努力し、お客様との信頼関係の構築

に努めます。

① お客様の負担軽減

保険引受申請や査定など、お客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を可能な限り進めるとともに、わかりにくいルール運用については明確化を行い、お客様の負担を軽減します。4期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。また、引き続き各国貿易保険機関との再保険協定締結を推進し、再保険ネットワークを拡充することにより、複数国にまたがって国際共同事業を展開するお客様の保険手続を手続きワンストップ化することを可能にし、お客様の手続面での負担の軽減を図ります。

平成21年1月より保険事故前輸出代金債権の流動化支援を実施していますが、今後、お客様からの早期現金化ニーズ等を踏まえ、債権流動化スキームの一般化等を進めて行く等、更なるお客様サービスの向上を図ります。

パリクラブてん補割れ債権譲渡承認制度及びパリクラブてん補割れ債権の日本貿易保険への譲渡承認制度については、お客様のニーズを踏まえ、より良いサービスとなるように、引き続き制度改正・運用に努めます。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEXI ライブラリー）については、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、業務実態に即した現在の組織体制の見直し等を不断に行い、意思決定・業務処理を迅速化します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化に努めます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を60日以下とする。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

③業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページや各種広報媒体を通じ、業務内容や組織・業務運営の状況についてお客様を含めた国民の皆様に対して明らかにするなど、情報公開を自ら積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。

また、内部の業務管理体制を強化するとともに、法令の遵守（コンプライアンス）、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底に努めるほか、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

- ④上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立するとともに、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

(3) お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

お客様のニーズを的確に把握して保険商品に反映させるとともに、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めます。

① 広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘を積極的に展開します。

具体的には、ホームページやパンフレット等での広報活動に加えて、本店・支店の職員が貿易保険を利用されたことのないお客様への商品のご紹介を積極的に行い、新たな顧客基盤の獲得に努めます。また、こうしたお客様にアクセス可能な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の改善・新商品の開発を行い、保険制度の一層の普及につなげます。

② リスク分析・評価の高度化のための体制整備

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にあることに鑑み、現在の案件のリスク審査手法や、バイヤーの与信管理・国別与信枠の設定などのリスク管理手法をより精緻化し、リスク引受能力の強化を図ります。

また、引受リスクに見合った保険料率の設定を行います。

大型の保険金支払が生じた場合については、商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、その事故原因について、査定回収を含めた各担当者が共同で十分な検討を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理、査定回収および保険

引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた態勢整備を実施します。

③ 専門能力の向上

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門化集団となるよう組織全体の能力向上に引き続き努めます。

具体的には、非公務員型独立行政法人として制度的自由度が一層高い組織形態を採用していることを踏まえ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス、企業財務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等を実施し、高度な専門性と実践能力の獲得に努めます。

また、職員の能力を最大限引き出せるよう、第二期目標期間中に整備した目標管理・人事考課制度については、更なる効果的な運用を図るため所要の改善を実施します。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、日本政府をはじめとする国内外の関係諸機関との有機的な連携体制を整え、本邦企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

④ 内部統制の整備

専門性の高い人材の確保により情報収集能力や分析能力の向上を図るとともに、プロセス管理に重点を置きつつ、業務の効率性・有効性や法令遵守等の担保も含めた内部管理体制の充実を図るために必要な体制を構築する準備を行います。

⑤ 情報開示による透明性の確保

第一期・第二期中期目標期間においても原則企業会計原則に基づく財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に努めてまいりました。透明性を確保する観点から、こうした情報を一層わかりやすく開示するよう努めるとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、NEXIの業務運営について国民の皆様の理解を深められるよう準備を行います。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先してとりくみ、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

このため、以下政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必

要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。

また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めます。

①金融危機への機動的な対応

世界的な金融危機への対応については、平成21年1月より緊急措置を講じているところですが、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、お客様のビジネスニーズに対し円滑な資金供給が行われるよう、お客様のニーズに対応した貿易保険の引受を行います。とりわけ、民間金融機関のファイナンスが機能しない場合において我が国企業の貿易投資活動が停滞することがないように、貿易保険の安定的な引受を行います。

また、世界的な金融危機への対応については、各国貿易保険機関と協調して取り組むことが不可欠であり、このために必要な国際的対応について積極的にイニシアティブをとります。

この一環として、既に欧米11機関・アジア2機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、お客様の取引・海外展開を支援しているところですが、2008年11月に東京で開催されたアジア貿易保険機関会合において二国間の再保険強協定の拡大を通じアジア全域をカバーする再保険ネットワーク構築に合意したところであり、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

②資源・エネルギーの安定供給確保支援

我が国の原材料・エネルギー資源の中長期的な安定確保に貢献できるよう、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的にサポートします。

具体的には、我が国の資源・エネルギーの安定供給確保を促進するため、第二期中期目標期間中に創設した資源エネルギー総合保険の引受を積極的に行うとともに、海外資源メジャーとの直接協力の強化等を図ります。

③環境社会構築への支援

グローバルな環境問題への意識の高まりを踏まえ、公的輸出信用機関としての社会的責任を果たすため、当該分野への対応を強化してまいります。

具体的には、新たに創設した地球環境保険を活用し、省エネ・環境改善に資する案件及び京都メカニズムを活用する案件について、適切なリスク審査を行いつつ引受を進めるとともに、地球温暖化対策の重要性に鑑み、世界的なCO2排出量の削減に貢献するための保険商品について更に検討をすすめます。

また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ改定した新たな環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。

④中堅・中小企業の国際展開支援

中堅・中小企業のお客様の外国における市場開拓がスムーズとなるよう、お客様のニーズに対応したサービスを提供し、積極的なサポートを行います。

また、中堅・中小企業のお客様に中小企業輸出代金保険をはじめとする貿易保険商品をご利用いただく機会が増えるよう、関係諸機関とも連携して、普及・広報の取り組みを強化します。

⑤航空機、原子力、サービスその他の分野における支援

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施します。

原子力分野については、安全の確保に留意して、米国等における原子力発電所建設に係る貿易保険の引受について検討します。

サービス分野など、今後海外への事業活動展開が一層進展することが期待される通商・産業政策上の重点分野でありながら、これまで貿易保険商品のご利用実績が大きくなかった産業部門や、官民連携によるインフラプロジェクトの推進などについては、政府と連携してその実態等をフォローし、より効果的な活動支援が可能となるよう商品性の改善等を検討します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

民間保険会社による参入の円滑化については、第二期中期目標期間中において組合包括保険制度に付保選択制を導入する等民間参入の円滑化のための環境整備に努めてきましたが、第三期中期目標期間においても、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に取り組んでまいります。

①協調保険の推進

民間保険会社によるサービス提供機会の拡大を通じて、お客様に対するサービスの向上につながるよう、民間保険会社との協調保険の実施に向けた体制強化を行い、早期の実施に向け検討を進めるとともに、実施後については、お客様のニーズを踏まえ更なる商品性の向上に努めます。

②民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開を行うことに加えて、個々のお客様との関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立するべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に努めます。

また、4期システム（SPIRIT-ONE）開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立します。

（1）業務運営の効率化

費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めます。

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、第二期中期目標期間において第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成すべく求められたところですが、第三期中期目標期間においても「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成19年12月21日、政策評価・独立行政法人評価委員会）を踏まえ、業務費については、最大限の努力を行うことにより、第二期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成20年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。

（参考）平成20年度末の一般管理費

578百万円

平成 23 年度末の一般管理費見込み 560 百万円
中期目標期間中の一般管理費総額見込み 1,698 百万円

②簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等を踏まえ、平成 22 年度において平成 17 年度と比較して 5%以上の人員削減を実現します。さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続します。

③給与水準については、十分に国民の理解を得られるものとなっているかなどについて検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表します。

また、国からの出向者について、出向ポストを見直すとともに、適切な給与水準の下でプロパー職員を採用することなどを通じて、対国家公務員指数の適正化を図ります。

④契約については、「随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月）」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

⑤事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

（2）システムの効率的な開発及び円滑な運用

4 期システム（SPIRIT-ONE）のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化（組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売に加え、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む）を実現します。

4 期システムの保守・改造においては、保守費用が 3 期システムの保守費用を下回るように努めます。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（1）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めると共に、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

（ア） 予算計画（別添1参照）

（イ） 収支計画（別添2参照）

（ウ） 資金計画（別添3参照）

（2）債権管理・回収の強化

①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組めます（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均の回収実績率20%を達成するように努めます。）

（註）回収実績率の目安については、回収の対象となる保険事故債権の内容、債務者の財務状況、債務者の居住国における倒産法制等の外的要因に左右されること、回収努力（返済計画の確定等）から実際の成果が上がるまで一定のタイムラグが生じる場合が多いこと等の諸要素に鑑み、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に努めます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めます。

③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。

4. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（1）方針

引き続き、民間企業等から高度な専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとしします。

また、現行の業務処理の改善（例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等）を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行ないます。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に努めます。

（2）人員に係る指標

平成23年度末の人員を平成20年度末の97%以内とする。

（参考1）平成20年度末の人員数 152人

平成23年度末の人員数見込み 147人

（参考2）中期目標の期間中の人件費総額見込み 4,119百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

（3）人材の確保及び養成に関する計画

① 人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に努めます。

② 人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

5. 短期借入金の限度額

平成21年度（2009年度）	500億円
平成22年度（2010年度）	500億円
平成23年度（2011年度）	500億円

6. その他

本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、大きな情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行います。

【別添1】

予算計画

(2009年4月1日から2012年3月31日まで)

- ・ 昨今の国際金融情勢は、世界的な金融機関の金融収縮、株価の下落などを背景とした深刻な危機に直面している。
- ・ このような状況下において、公的輸出信用機関である日本貿易保険（NEXI）は、国際金融変動のセーフティネットとして、お客様の貿易投資活動に関する資金供給が円滑に行われるよう、未曾有かつ不測のリスクに積極的に対応することとしている。
- ・ 今般、一定の仮定の下、第三期中期目標期間（09-11年度）における収支予想を設定した。本収支予測は、現下の国際金融情勢とNEXIが講じた金融危機対策の対応結果が反映されるものとして巨額の保険金支払を想定しているが、なお、景気の先行きは不明瞭であり、今後3年間の収支状況は予断を許さない。

(単位・百万円)

	区別	合計
収 入	業務収入	42,336
	正味収入保険料	30,384
	正味回収金	3,510
	受取利息	8,442
	その他業務収入	0
	被出資財産からの回収金	29,231
	有価証券の償還	82,500
	短期借入金	0
	(収入計)	154,067
	支 出	業務支出
正味支払保険金		39,000
人件費		4,119
国庫納付金		0
その他業務支出		11,847
投資支出		4,810
システム開発等		4,600
その他投資支出		210
有価証券の取得		82,500
短期借入金返済		—
その他の支出		6
予算差異	11,785	
(支出計)	154,067	

【別添2】

収支計画

(2009年4月1日から2012年3月31日まで)

- ・ 昨今の国際金融情勢は、世界的な金融機関の金融収縮、株価の下落などを背景とした深刻な危機に直面している。
- ・ このような状況下において、公的輸出信用機関である日本貿易保険（NEXI）は、国際金融変動のセーフティネットとして、お客様の貿易投資活動に関する資金供給が円滑に行われるよう、未曾有かつ不測のリスクに積極的に対応することとしている。
- ・ 今般、一定の仮定の下、第三期中期目標期間（09-11年度）における収支予想を設定した。本収支予測は、現下の国際金融情勢とNEXIが講じた金融危機対策の対応結果が反映されるものとして巨額の保険金支払を想定しているが、なお、景気の先行きは不明瞭であり、今後3年間の収支状況は予断を許さない。

(単位:百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	63,877
正味支払保険金	39,000
業務費	20,729
その他経常費用	4,148
臨時損失	3,600
計	67,477
収益の部	
経常収益	33,925
正味収入保険料	30,384
正味回収金	3,510
その他経常収益	31
財務利益	8,442
臨時利益	8,369
計	50,736
純利益	-16,741

【別添3】

資金計画

(2009年4月1日から2012年3月31日まで)

- ・ 昨今の国際金融情勢は、世界的な金融機関の金融収縮、株価の下落などを背景とした深刻な危機に直面している。
- ・ このような状況下において、公的輸出信用機関である日本貿易保険（NEXI）は、国際金融変動のセーフティネットとして、お客様の貿易投資活動に関する資金供給が円滑に行われるよう、未曾有かつ不測のリスクに積極的に対応することとしている。
- ・ 今般、一定の仮定の下、第三期中期目標期間（09-11年度）における収支予想を設定した。本収支予測は、現下の国際金融情勢とNEXIが講じた金融危機対策の対応結果が反映されるものとして巨額の保険金支払を想定しているが、なお、景気の先行きは不明瞭であり、今後3年間の収支状況は予断を許さない。

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	
業務活動による支出	54,966
正味支払保険金	39,000
業務費支出	15,966
国庫納付金	0
投資活動による支出	87,310
財務活動による支出	6
翌年度への繰越金	135,946
計	278,228
資金収入	
業務活動による収入	34,194
正味収入保険料	30,384
正味回収金	3,510
受取利息	300
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	29,231
投資活動による収入	82,500
財務活動による収入	8,142
前年度繰越金	124,161
計	278,228

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2011年度〔平成23年度〕)

11—一般—00104
2011年3月31日

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 商品性の改善

お客様のニーズ変化に的確に対応した質の高いサービスを提供するという設立の趣旨を改めて認識し、また、国際的な金融情勢や政府からの政策上の要請等を踏まえ、平成23年度においても、商品性の改善に積極的に取り組んでまいります。

独立行政法人評価委員会における評価の参考とするために行われる利用者アンケートの結果や、お客様の声の日常的な収集、各国貿易保険機関との定期協議等を通じ、お客様のご要望、金融取引・対外取引形態の変化や各国貿易保険機関が提供する商品等を踏まえて、商品見直しの必要性を検討してまいります。

また、与信条件の見直しや、付保対象となる契約形態の範囲拡大、商品の簡素化など、現行商品の使い勝手を向上させるほか、必要に応じて新商品の開発を行い、引受リスクの質的拡大を図ります。

具体的には、本邦法人が行うストックセールス、海外子会社を経由する取引及び当該法人の海外支店を通じて行う取引についての対応を強化する観点から、現行制度の拡充を行います。また、全世界に販売網を展開している家電メーカー、自動車メーカー等の取引についての対応を強化する観点から、各社の取引形態に合致したカスタマイズ商品の開発を検討します。さらに、お客様が保険金受取前に負う金利負担について、制度の見直しを検討します。

国際金融市場の急激な変動に対しては、それを吸収する国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、お客様のビジネスニーズに対し円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、積極的に制度及び運用の改善を図ります。

(2) サービスの向上

①お客様の負担軽減

平成23年度制度改正に対応したWEB試算機能の開発を行うとともに、ホームページを刷新しウェブサイトによる情報提供サービスを充実させるなど、お客様の保険申込等に係る負担の軽減に引き続き取り組みます。また、お客様からの要望の把握に努め、お客様にとって使い勝手のよいシステムとなるよう改善を行います。海外輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充については、お客様のニーズを踏まえ、引き続き海外輸出信用機関との再保険協定の締結及び案件の引受を進め、手続きのワンストップ化を推進します。

保険事故前輸出代金債権の流動化の促進に積極的に対応するため、お客様からのご要望等を踏まえて、さらに活用しやすいスキームの検討を行ってまいります。

パリクラブてん補割れ債権譲渡承認制度及びパリクラブてん補割れ債権の日本貿易保険への譲渡承認制度については、お客様のニーズを踏まえ、より良いサービスとなるように、引き続き制度改正・運用に努めます。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム(NEXIライブラリー)については、引き続き、研修の充実や意識喚起等による定着と共有化を図るとともに、必要に応じ運用の在り方も見直しつつ、内容面も含めた搭載情報の適切な更新・メンテナンスの徹底を図ってまいります。

平成23年度においても、意思決定・業務処理の迅速化に係る数値目標を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、お客様憲章の履行状況とその見直しについてフォローアップを行います。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を全件60日以内とするとともに、同平均査定期間を50日以下とします。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期Non-L/G信用案件については5営業日以内）に回答します。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡します。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡します。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答します。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行います。
- ・ 「資源エネルギー総合保険」については、案件の相談受付後30日以内に、当該案件に関する引受方針、条件等の検討状況をお客様にお知らせすることとします。

③業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページや各種広報媒体を通じた情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。統計資料について、引き続き充実を図ります。国内外のメディアに向けた情報発信も積極的に行い、貿易保険の認知度向上に努めます。

また、コンプライアンス委員会の活動など内部の業務管理を通じて法令遵守を徹底します。機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底に努めます。

これに加え、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

- ## ④上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立するとともに、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

- ⑤東北地方太平洋沖地震に被災されたお客様には最大限配慮し、震災復興支援策に取り組みます。

(3) お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

①広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様への訴求力を向上させます。

お客様にとってわかりやすく、必要な情報を素早く入手できるようホームページを刷新します。新聞、雑誌、電子情報などにNEXIが引受けた案件や制度改善に関する記事が掲載されるよう積極的に働きかけるとともに、パンフレット等の一層の充実に努めます。

金融機関等が開催するセミナー・商談会及びNEXIが主催する貿易保険セミナーにおいて保険商品の説明・紹介を積極的に行うことや、貿易保険を紹介する本の発行、貿易保険を初めて利用するお客様向けのホームページ上のサイトの新設等により、潜在的なお客様の掘り起こしに努めます。また、従来から貿易保険をご利用いただいているお客様に対しても、各種会合や個別訪問等の場において要望等を聴取し、お客様のニーズの把握に努めます。さらに、各種保険商品の金融機関等への業務委託を行うことにより、貿易保険制度の効率的な普及活動を行います。

②リスク分析・評価の高度化のための体制整備

中東地域の政治変動等に伴う、ソブリンリスクの顕在化やカントリーリスク変動等を踏まえつつ、国別与信モニタリングとその見直し等を図り、リスクに即応した国カテゴリー及び引受方針の設定となるよう、引き続き取り組んでまいります。また、セクターや会計制度など国の特性に配慮しつつ、外部環境の変化に対応する機動的かつ的確なバイヤー審査を行い、改訂格付モデルへの円滑な移行と必要に応じた審査手法の見直しにより、与信管理体制の強化に努めます。

なお、バイヤー、国などリスク分析に係る審査体制について、一層、内外の各種機関との連携を図りつつ、情報収集面での取組強化に努めるとともに、e-NEXI等を通じたお客様への更なる情報提供強化や、組織内での一層の情報等の共有化を図って参ります。

また、本年9月より実施される新しいOECD最低保険料率合意については、これに基づき設定される新料率体系への円滑な移行に向けお客様への周知徹底に努めるとともに、信用リスク審査体制の一層の整備を行います。

大型の保険金支払いが生じた場合については、商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、その事故原因について、査定回収を含めた各担当者が共同で検証を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理および保険引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた態勢整備を実施します。

各部・支店が行う既保険契約に係るフォローアップについても、適宜モニタリ

ング推進委員会の機能を活用することにより、リスク管理の強化に努めます。

③専門能力の向上

専門的な業務遂行能力を高めるため、職員のニーズも踏まえつつ、引き続き、財務分析、国際金融等の研修を実施し、職員の高度な専門性と実践能力獲得に努めるとともに、職務・職責に応じた専門的な業務遂行能力に対して適切に評価する人事制度を実施して参りますが、制度の内容については、適時適切な見直しを含め検討を行って参ります。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、引き続き、JETROや在外大使館等との関係諸機関との間で連絡を密にし、有機的な連携体制を整え、我が国企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

④内部統制の整備

専門性の高い人材の確保により情報収集能力や分析能力の向上を図るとともに、プロセス管理に重点を置きつつ、業務の効率性・有効性や法令遵守等の担保も含めた内部管理体制の一層の充実を図ります。

⑤情報開示による透明性の確保

企業会計原則を踏まえた財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に努めます。また、透明性を確保する観点から、こうした情報を一層わかりやすく開示し貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、NEXIの業務運営について国民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

このため、以下政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めます。

①パッケージ型インフラの海外展開支援

インフラ整備について、電力、鉄道、水ビジネス、港湾、通信、道路などの様々な分野で世界的に展開されるプロジェクト等への我が国企業の参画を積極的に支援します。

保険契約締結後に円の価値が下がり、保険事故時に受け取る保険金額が減少するリスクをカバーする通貨の対象を大幅に広げることで、融資及び返済が現地通貨で行われるインフラ分野のプロジェクトへの我が国企業の参画を支援します。

貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険について、民間金融機関が国際協力銀行（J B I C）との協調融資により海外での事業資金を融資する際に、市中銀行が負担する非常リスク及び信用リスクに対する付保率を最大100%に引き上げる措置を活用し、インフラ分野における、民間金融機関の長期・巨額の資金供給を支援します。

我が国企業が参画する大型プラント輸出案件で、機器・役務が混在するようなケースにより柔軟に対応できるよう、プラント・エンジニアリング企業と締結する特約内容等の検討を行います。

年金基金等によるインフラファンド投資についても、積極的に支援します。

原子力分野について、安全の確保に留意して、原子力発電所建設に係る本邦等からの関連機器の輸出等の支援を検討します。

我が国建設業の海外市場への事業展開を支援します。海外向け建設請負契約等の問題点を検討しつつ、貿易保険の利用促進に努めます。

在外大使館に置かれたインフラプロジェクト専門官等と引き続き密接に連携し、インフラ分野のプロジェクトにおける我が国企業の円滑な事業展開を支援します。

②中堅・中小企業の国際展開支援

中堅・中小企業のお客様の海外市場への挑戦を積極的に支援するため、お客様のニーズに対応したサービスを提供し、積極的なサポートを行います。その一環としてバイヤー調査費用の無料化を引き続き実施します。

また、これまで貿易保険の利用経験のない中堅・中小企業の新規法人向け商品である中小企業輸出代金保険について、利便性の向上を目的とした商品性の改善の検討を行うとともに、販売チャネル多様化の観点から、関係諸機関との連携を図りつつ、積極的に普及・PRに努めます。

さらに、貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権について、金融機関への譲渡の際に回収義務等の保険事故発生後の被保険者義務を免除することにより、銀行等による中小企業の輸出代金債権の買い取りを円滑化し、中小企業の資金繰り改善に貢献します。また、輸出代金債権を担保とした金利優遇融資制度や、輸出代金債権の買取り制度を、より一層多様な金融機関と協力して整備します。

海外展開を計画している中小企業のお客様をより一層支援するため、大阪支店について、サービス内容の改善を行うとともに外部関係各機関との協力体制を強化します。

③国際金融市場の急激な変動への機動的な対応

国際的な金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携して機動的な対応に取り組みます。具体的には、以下のような取り組みを行います。

ア) 信託制度等の活用による貿易保険が付保された債権の流動化支援措置の一層の活用を図るべく、対応の拡充に取り組みます。

イ) 平成21年1月より実施している海外日系企業の運転資金支援について、引き続き、迅速な引受処理に努めます。また、我が国企業による海外資産等の買収支援を積極的に行います。

ウ) 途上国におけるバイヤーの貿易決済用の資金調達を円滑化するため、途上国の金融機関に対するバンクローンを活用した貿易保険のバイヤーズクレジットについて、引き続き積極的に進めていきます。

エ) 投資環境整備の観点から、アジア等のインフラ整備を引き続き積極的に支援します。

オ) アジア各国の貿易保険機関との再保険協定の締結の拡大や、アジアの貿易保険機関職員のための研修を開催するなどの人材育成を通じ、各国貿易保険機関との協調を引き続き進めるとともに、国際的対応について積極的にイニシアティブをとります。

④資源・エネルギーの安定供給確保支援

資源エネルギー政策上の要請を踏まえ、我が国企業による鉱物資源、エネルギー資源の引取・権益取得を強力に支援するため、資源エネルギー総合保険等を積極的に活用し、民間企業の活動をサポートします。

また、国営資源会社、大手資源関係企業等と締結してきた相互協力協定を活用し、具体的な案件の組成に努めます。

⑤環境社会構築への支援

地球温暖化対策等の政策上の要請を踏まえ、2009年から引受を開始した地球環境保険を活用し、太陽エネルギーや風力エネルギー等の新エネ、高効率石炭火力等の省エネ、また環境改善に資する案件について、引受を進めるとともに、地球温暖化対策の重要性に鑑み、世界的なCO₂排出量の削減に貢献するための保険商品について更に検討を進めます。

また、公的輸出信用機関としての社会的責任を果たすため、平成21年度に改正された環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、引き続き効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。また、OECDでの環境コモンアプローチに係る議論に積極的に参画し、結果を踏まえて所要の対応を行います。

⑥その他の分野への支援

航空機分野について、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、新ASU（航空機セクター了解）の内容を踏まえて、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保により支援します。

農業分野について、我が国の食料安全保障及び成長産業化の観点から、我が国からの海外農業投融资（生産、集荷、輸送、輸出等を含む海外農業関連投融资）及び農産物輸出の支援強化に取り組みます。また、我が国農産物の輸出を促進するための取組を検討します。

サービス分野など、今後海外への事業活動展開が一層進展することが期待される通商・産業政策上の重点分野でありながら、これまで貿易保険商品のご利用実績が大きくなかった産業部門について、政府と連携してその実態等をフォローし、積極的に貿易保険の引受を検討します。

BOPビジネスについても、その実態をフォローし、貿易保険の引受を検討します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

①海外フロンティングの推進

民間保険会社の海外現地法人が提供した貿易保険をNEXIが再保険するスキーム（フロンティング）を通じて、お客様に対するサービスの向上につながるよう、民間保険会社と協調し、具体的案件の組成に努めます。

②協調保険の推進

民間保険会社によるサービス提供機会の拡大を通じて、お客様に対するサービスの向上につながるよう、民間保険会社と協調し、具体的案件の組成に努めます。

③民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有

民間保険会社等への販売業務委託を通じ、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行うとともに、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図ります。組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要な見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、業務費については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成19年12月21日、政策評価・独立行政法人評価委員会）を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進め、その削減に最大限の努力を行うことにより、第二期中期目標期間において達成した水準以下とします。

そのため、一般管理費については、今中期目標期間中、平成20年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。

②「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の適正確保に向けて取組を進めます。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続します。

③大阪支店について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、地方の中小企業等に対する一層の利便性の向上に配意した上で必要な機能及び組織の見直しを行うとともに、地域密着型店舗としてお客様へのサービス向上に取り組みます。また、海外事務所についても、同基本方針を踏まえ、管理経費の縮減等に引き続き取り組みます。

④契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、「随意契約等見直し計画（平成 22 年 4 月）」に沿って、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募の改善に努めます。また、契約監視委員会や監事及び会計監査人による監査により、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

⑤平成 23 年度も各保険商品の民間金融機関への販売業務委託を引き続き実施いたします。これにより、新規顧客開拓の面において業務の効率化を図ります。

（2）システムの効率的な開発及び円滑な運用

第 4 期システムの保守・追加改造・運用については、具体的には次のような取組を実施します。

ア) 平成 23 年度制度改正に対応するためのシステム改造を行った上で、円滑な運用の実現に努めます。

イ) 内部統制等に係るシステム対応を進めます。

ウ) IT インフラについて、所要の更新を進めるとともに、併せて、事業継続等に必要な強化を行います。

エ) システムの保守については、円滑なシステムの運用に努めつつ、保守費用の抑制に努めます。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（1）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。

具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

① 予算計画（別添 1 参照）

② 収支計画（別添 2 参照）

③ 資金計画（別添 3 参照）

（2）債権管理・回収の強化

債権管理・回収能力の強化、事故発生防止・損失軽減に向け、以下の措置を講じます。

①民間回収専門事業者については、過去の実績を踏まえ引き続き活用して参ります。また、平成22年度に引き続き、お客様を対象に「債権回収セミナー」を企画、実施します。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国政府との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極的に回収に取り組みます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。具体的には、適宜、モニタリング推進委員会との協働もしくは同委員会のサポートも活用して、既保険契約締結案件のフォローアップを適切に行います。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めます。

③今後は、債権管理データシステムの整備を進め、債権回収の一層の効率化、迅速化のための方策を検討します。

4. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（1）人材の確保

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえつつ、引き続き、国際金融及び保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努めます。また、現行の業務態勢の改善を図ることにより、業務の量・質に応じた適正な人員の配置を行います。さらに、全職員を対象に目標管理制度に基づく業績評価を実施するとともに、職務・職責に応じた専門性の高い職員に対して、専門能力認定制度に基づく専門能力の認定を行って参ります。専門能力認定制度については、専門性の高い職員の業務への意欲増進のため、適時適切な見直しを含め検討を行って参ります。

（2）人材の養成

個々の職員が専門性を高めるとともに組織の中で効果的にその能力が発揮できるようにするため、職員のニーズも踏まえつつ、研修制度を引き続き充実します。また、民間企業等から採用した人材が所持する専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る等、職員の専門性の育成に配慮した人材の配置を実施します。

(別添1)

予算計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	14,112
正味収入保険料	10,128
正味回収金	1,170
受取利息	2,814
その他業務収入	—
被出資債権からの回収金	14,357
有価証券の償還	12,500
短期借入金	—
計	40,969
支出	
業務支出	18,301
正味支払保険金	13,000
人件費	1,360
国庫納付金	—
その他業務支出	3,941
投資支出	1,270
システム開発等	1,200
その他投資支出	70
有価証券の取得	12,500
短期借入金返済	—
その他の支出	2
予算差異	8,896
計	40,969

(別添2)

収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	20,921
正味支払保険金	13,000
業務費	6,592
その他経常費用	1,329
臨時損失	1,200
計	22,121
収益の部	
経常収益	11,303
正味収入保険料	10,128
正味回収金	1,170
その他経常収益	5
財務利益	2,814
臨時利益	3,966
計	18,083
純利益	△4,038

(別添3)

資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	18,301
正味支払保険金	13,000
業務費	5,301
国庫納付金	—
投資活動による支出	13,770
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	51,268
計	83,341
資金収入	
業務活動による収入	11,398
正味収入保険料	10,128
正味回収金	1,170
受取利息	100
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	14,357
投資活動による収入	12,500
財務活動による収入	2,714
前年度繰越金	42,372
計	83,341